

## 第 27 回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部本部員会議

- 1 開催日時：令和 3 年 2 月 5 日（金）9：15～9：30
- 2 開催場所：三重県庁 3 階 プレゼンテーションルーム
- 3 出席者：鈴木知事、稲垣副知事、廣田副知事、服部危機管理統括監、日沖防災対策部長、福永戦略企画部長、紀平総務部長、中尾医療保健部副部長、大橋子ども・福祉部長、岡村環境生活部長、安井廃棄物対策局長、大西地域連携部長、辻国体・全国障害者スポーツ大会局長、横田南部地域活性化局長、前田農林水産部長、島上雇用経済部長、河口観光局長、水野県土整備部長、真弓県土整備理事、森会計管理者兼出納局長、木平教育長、喜多企業庁長、加藤病院事業庁長、串警察本部警備第二課危機管理室長、高間四日市港管理組合経営企画部長、伊藤四日市市危機管理室長、事務局
- 4 議事内容：以下のとおり

（服部危機管理統括監）

- ・これより「第 27 回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部 本部員会議」を始める。
- ・事項 1「三重県新型コロナウイルス感染症の県内発生状況等について」説明をお願いします。

### 議題 1 新型コロナウイルス感染症の県内発生状況等について

（中井医療保健部人権・危機管理監）資料 1 に沿って説明

- ・県内患者発生状況について、1 月に入り新規感染者数が急増したことから、1 月 14 日には緊急警戒宣言を発出している。
- ・1 月中旬以降、減少傾向に転じているが、クラスター等が頻発し高い値で感染者数が推移している状況にある。
- ・次のスライドの人口 10 万人当たりの新規感染者数について、1 月下旬以降は減少傾向だが、依然として高い水準にあり、直近では 8.8 人と 11 月、12 月と比べて高い数値となっている。
- ・次のスライドは年齢別発生状況を示したものである、30 代以下の割合が減少傾向である一方、60 代以上の割合が増加している。70 代以上が直近で 32% となっているが、このうちの約 7 割はカラオケ喫茶クラスター関連である。
- ・次のスライドでは感染状況等に関する状況を示しているが、割合を見ていただくと、12 月後半、1 月以降の感染経路不明の方は 20% 前後で推移している。

- ・保健所別について、トータルの発生件数をスライドで示しているが、1月下旬以降はクラスターの影響で、特に鈴鹿、伊勢保健所管内で多く発生している。
- ・県内外別については、『三重県指針』ver. 8を発出した1月8日、緊急警戒宣言を発出した1月14日をそれぞれ枠囲いしてあるが、県外由来の感染が大幅に減少してきている。
- ・感染経路別について、飲食の場によるものは31%から1%に大きく減少している一方で、医療機関、カラオケによるものはクラスターの影響により増加している。
- ・PCR等検査件数について、直近1週間1月23日から29日では過去最多となる4,656件の検査をしており、陽性率は4%で傾向としては5%前後で推移している。別添で保健所別をつけているため後ほどご覧いただきたい。
- ・クラスターの発生状況について、県内では合計39事例発生しており、1月以降では15事例発生し、クラスターの増加が入院医療の負荷つながっている。
- ・最後のスライドをご覧いただきたい。政府指標の状況を1月14日時点の緊急警戒宣言発出時と、2月4日時点と比較している。
- ・1月14日時点では最大確保病床占有率がステージⅣ相当の59.1%であったが、現在では、50%を切っている。
- ・一方で、重症者に係る確保病床占有率は22.6%と、20%を超えてステージⅢの指標を超えている。引き続き、入院医療への負荷がかかっている状況である。
- ・直近1週間と先週1週間の比較については、ステージⅢの指標を上回る1.76倍から現状は0.63倍となっている。
- ・次のスライドの最近の感染状況等については、今説明させていただいたところをまとめたものであり、割愛させていただく。

(服部危機管理統括監)

- ・このことについて何か質問はあるか。  
(質疑なし)

## 議題2 「三重県新型コロナウイルス『緊急警戒宣言』の延長等について

(服部危機管理統括監)

- ・事項2「三重県新型コロナウイルス『緊急警戒宣言』の延長等について説明をお願いします。

(清水防災対策部副部長) 資料2に沿って説明

- ・資料2の三重県新型コロナウイルス「緊急警戒宣言」をご覧いただきたい。
- ・本県では、2月7日を期限とする緊急警戒宣言を1月14日に発出した。

- ・県民や事業者の皆様の特措法に基づく要請を行っているところであるが、前文 7行目下線部分にもあるとおり、宣言の発出後は皆様のご協力により、飲食の場や、県外由来の感染が大きく減少し、新規感染者数も減少傾向にある。
- ・一方でクラスターが多数発生していることから、依然として新規感染者数は高い水準にあり、医療提供体制も厳しい状況が続いている。
- ・県民の皆様と一緒に、オール三重で感染防止対策に取り組んでいくことが、感染を抑え込むことに直結することから、県内全域を対象に発出している緊急警戒宣言を延長し、これまでの協力の要請に加え県民、事業者の皆様にも長期の感染状況をふまえた新たな協力を要請させていただくこととする。
- ・主な内容について現在の警戒宣言からの変更点を中心に説明させていただく。
- ・「1. 警戒宣言発出後の感染状況」について、医療機関、社会福祉施設におけるクラスター、食事や休憩など居場所の切り替わりの場面での感染事例、カラオケ喫茶におけるクラスターが多数発生しており、依然として高い水準で新規感染者が発生し、重症者も増加傾向にある。
- ・また、これまでに感染者が少なかった地域でもクラスターが複数発生している。
- ・「2. 県民の皆様」の「(1) 徹底した感染防止対策」では、新たな要請として、仕事の間の休憩や食事など、場面の切り替わりにおいても、会話の際にはマスクを着用し、人との距離を確保するなどの対策を徹底することについて、特措法に基づく協力を要請している。
- ・飲食の場面における接触機会を低減させるため、テイクアウトやデリバリーの積極的な活用をお願いする。
- ・「(3) 県内移動の慎重な判断」では、県内における移動について今その必要があるか、一度立ちどまって考えていただき、移動先が密となる、大声を出すなど感染リスクが高くなる場合は移動を避けていただくなど、慎重な行動をお願いしている。
- ・「4. 事業者の皆様」について、現在、桑名市、四日市市、鈴鹿市で酒類を提供する飲食店等に 21 時までの営業時間の短縮を要請しているが、県外由来の感染や飲食の場での感染が大きく減少していることから、要請期間を 2 月 7 日までとして、記載を削除している。
- ・そのうえで、新たな要請としては、医療機関、社会福祉施設の皆様への項目を新たに設け、特に施設内に「持ち込まない」「広げない」ことを意識した対策を行っていただくよう、特措法に基づく協力を要請している。
- ・事務所や工場など業務を行う場所に加え、食堂や休憩所、喫煙所などでも感染防止対策を徹底し、従業員の方々への注意喚起を行っていただくよう、特措法に基づく協力を要請する。

- ・これらの新たな協力要請を加えた緊急警戒宣言は、3月7日まで延長する。ただし、感染状況が早期に改善した場合は、期限を待たずに宣言を解除することとしている。
- ・こうした県民や事業者の皆様への要請に加えて、1ヶ月間警戒宣言を延長することに伴う県民の皆様への不安解消に資するよう、県が取り組む緊急対策を、「6. 三重県が実施する緊急対策」として取りまとめた。
- ・「(1) 医療提供体制」では「①病床確保、有効活用」においてこれまでの357床に16床を加え、373床を確保していることや、保健所に市町職員を派遣いただくなどの保健所機能強化のほか、ワクチン接種体制の整備について記載している。
- ・「(2) 経済対策」では、販売支援や観光地支援、事業継続・業態転換等の緊急支援パッケージを加え、②で事業継続のための支援金を新たに創設することを記載している。
- ・「(3) 外国人住民への対応」では、市民団体との連携によるSNSでの情報発信や啓発事業を実施する情報提供・啓発の強化や感染防止対策を記載している。
- ・「(4) 広報の強化」では、緊急警戒宣言の延長について、さまざまな媒体を活用し、周知啓発を行うこと記載している。
- ・『三重県指針』ver. 8の期限について、この宣言に合わせて3月7日まで延長するとともに、緊急事態宣言の対象区域から栃木県が除外されるため、資料3の4ページの欄外から栃木県を削除し、10都府県へと修正する。説明は以上である。

(服部危機管理統括監)

- ・このことについて何か質問はあるか。  
(質疑なし)

### 議題3 「各部からの報告事項」について

(服部危機管理統括監)

- ・この際、報告事項がある部局は説明をお願いします。

(中尾医療保健部副部長)

- ・緊急警戒宣言にある医療提供体制における病床の確保等について、新たな入院病床確保と、患者の受け入れについて検討いただくよう、昨日各病院あてに文書で依頼したところである。
- ・入院調整中、自宅待機中の患者への対応について、保健所が電話等で意見交換等を実施し、急変等の場合には優先的に入院調整を行うこととしている。そう

いった方々の不安を解消する観点から、自宅での過ごし方の留意点や、市町健康相談窓口などを記載したパンフレットを作成・配布している。

- ・また、酸素飽和度測定器パルスオキシメーターを配布すべく、準備をすすめており、来週の早い段階で当方に届く見込みである。

(岡村環境生活部長)

- ・外国人住民への対応について、情報提供・啓発の強化については、外国人住民の皆様へに感染防止対策を理解し、実践していただけるよう、市民団体と連携して取り組んでいく。
- ・SNSでの情報発信については、有料広告配信機能を活用し、特定の地域言語などの条件に該当するユーザーに対して、自動的に情報発信することで1人でも多くの外国人住民の方に情報が届くよう努める。
- ・外国人学校や外国人住民の利用が多い施設等において、効果的な啓発事業を実施する。
- ・感染防止対策については、外国人住民の方が検査や入院、濃厚接触者となった際の注意事項をやさしい日本語や多言語で作成し、保健所をはじめ三重外国人相談サポートセンターMieCoや市町外国人相談窓口などにおいて活用することで外国人住民の皆様の不安解消に繋げていく。

#### 議題4 知事指示事項

(服部危機管理統括監)

- ・次に知事から「知事指示事項」をお願いする。

(鈴木知事)

- ・1月14日に緊急警戒宣言を発出して、県民の皆様のご協力のおかげで、感染については一定の改善傾向が見られた。
- ・しかしながら、依然として過去と比べれば高い水準の感染者が発生し、病床利用率も40%台、重症の方も増えており、大変厳しい状況にあることから、中途半端に警戒宣言を解除すれば、県民の皆様が今年の春と同じように、苦しい思いをしてしまいかねない。
- ・県民の皆様には大変心苦しくあるが、一緒に取り組んでいただくこととして、宣言を延長する。
- ・以下8点申し上げるが全庁挙げて、引き続き最大限の警戒で、各部局全力で取り組んで欲しい。
- ・1点目、「緊急警戒宣言」の延長について、県民・事業者の皆様に対し早急に周知するとともに、県民の皆様と警戒感を共有できるよう繰り返し周知すること。また、対策を講じる際には市町をはじめ関係機関と緊密に連携して取り組むこと。

- ・ 2点目、「緊急警戒宣言」の延長により事業者の皆様は今しばらく我慢を強いることとなる。あらゆる業種の事業者が事業活動を不安なく継続できるよう積極的に支援を行うこと。
- ・ 3点目、県内でも感染者が増加し、クラスターも緊急警戒宣言発出後だけで12事例と非常に多く発生している。医療機関やカラオケ喫茶等において複数クラスターが発生していることから、これ以上感染が拡大しないよう、クラスター対策グループにおいて的確に対応するとともに、市町や関係機関ともしっかりと連携し、感染拡大防止の徹底に取り組むこと。
- ・ 4点目、外国人住民の方々に対しては、言語の問題や文化の違いなどから行政が発信した情報が届かないということのないように、多言語での注意喚起など、様々なツールを用いて周知を行うこと。また、感染者発生時の保健所のサポートについて、対応が遅れることのないよう、日ごろから連携し、迅速な情報共有に努めること。
- ・ 5点目、新規感染者数が高い水準で推移しており、入院医療への負荷が継続している。引き続き病床の確保に努めるとともに、宿泊療養施設のさらなる活用や回復患者の円滑な受入れなどによる病床の有効活用について、各医療機関等と連携協力して取り組むこと。
- ・ 6点目、医療従事者、県民の皆様が安心してワクチン接種を円滑に受けられるよう、県内各地域の病院、医師会、関係団体、市町等と密接に連携し、体制整備を進めること。
- ・ 7点目、あらゆる方に対して、不当な差別や偏見、いじめを受けることは決してあってはならない。各部局においては、引き続きあらゆる機会を活用し、人権侵害が絶対に行われぬよう呼びかけるとともに相談対応に取り組むこと。
- ・ 8点目、「緊急警戒宣言」で県民の皆様にご心苦しいお願いをすることになる。県庁職員においては、一人ひとりがきちんと理解し、県民の手本となるよう、自ら率先して実施するとともに、家族・友人など周囲に対しても協力を促すこと。

(服部危機管理統括監)

- ・ 各部局において、指示事項に基づいた適切な対応をお願いする。
- ・ 以上で本部員会議を終了する。